

地すべり危険地区調査実施要領

1 調査対象地区の選定

- (1) 地すべり防止区域台帳、森林計画、空中写真、地形図、地質図等の既往の資料及び聞き取り等の調査により、次のア又はイに該当する地区を、調査対象地区として選定する。
 - ア 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号。以下「法」という。）第 3 条により地すべり防止区域に指定された地区（法第 51 条第 1 項第 2 号に係るものに限る。以下「林野庁所管地すべり防止区域」という。）
 - イ ア以外の区域であって地すべり（地すべり性崩壊を含む。）している区域又は地すべりするおそれのある区域（以下「地すべり区域」という。）のうち次のいずれかに該当し、地すべりにより、公共施設等に直接被害を与えるおそれのある区域（地すべり区域に隣接する地域のうち、地すべり区域の地すべりを助長し、又は誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれの極めて大きいもの（以下「誘発助長地域」という。）を含む。）
 - (ア) 「山地災害危険地区の再点検について」（平成 18 年 7 月 3 日付け 18 林整治第 520 号 林野庁長官通知）に基づく調査により、地すべり危険地区と判定された地区
 - (イ) 地すべりが発生している地区
 - (ウ) 亀裂、陥没、隆起、沼地又は湿地の規則的な配列、異常な地下水の湧出、立木の傾倒等 地すべりが発生する徴候がある地区
 - (エ) 溪岸浸食が著しく地すべりが発生するおそれがある地区
 - (オ) 過去に地すべりが発生した地区
 - (カ) 地形、地質条件が、次のいずれかに該当し、地すべりが発生するおそれがある地区
 - a 地形
 - a) 滑落崖等傾斜の著しい変移点をもっている地区
 - b) 等高線が著しく乱れている地区
 - b 地質
 - a) 破碎帯又は断層線上にある地区
 - b) 流れ盤となっている地区
 - c) 基岩が温泉作用で変質している地区
 - d) キャップロック構造の地区
 - (キ) 聴き取り等の調査により、地すべりが発生するおそれがあると認められる地区
- (2) 調査対象地区の区域は、ひとまとまりの公共施設等に直接被害を与えるおそれのある区域を単位として、地形との関係、公共施設等との関係等を考慮して定めるものとする。
- (3) (1) のイの林野庁所管の国有林以外の調査対象地区については、都道府県の法第 51 条第 1 項第 1 号及び第 3 号ロに係る地すべり担当部局及び法第 51 条第 1 項第 3 号イに係る地すべり担当部局に協議するものとする。

なお、調査を担当する部局の決定は、法第 51 条の規定に準じて行うものとする。

2 調査の実施

1により選定した調査対象地区について、次により、自然条件調査、公共施設等実態調査、保安林等指定状況調査、治山事業実施状況調査及び災害歴調査を実施する。

(1) 自然条件調査

地質図等の既往の資料及び現地調査により気象、地質、地況、植生及び地すべりの状況を調査する。

なお、地すべり防止工事等の施工地区については、着工前の状況を調査する。

ア 気象

平均年降雨量、最大日雨量、最大積雪深を調査する。

イ 地質調査

基岩の地質時代、地層の走向、岩石の種類及び変質又は風化の状況、断層及び破碎帯の有無並びに分布、表層土の土質その他地すべりに関して特記すべき地質特性を調査する。

ウ 地況調査

滑落崖、亀裂、陥没、隆起、沼地、湿地、地下水の湧出等の有無を調査し、それらの位置、形状を縮尺5千分の1地形図に記入する。

エ 植生調査

立木の傾倒、湿地植生等の有無及び分布を調査する。

オ 地すべりの状況調査

地すべりによる土塊移動の有無、移動範囲、移動方向等地すべり活動の状況を調査する。

(2) 公共施設等実態調査

ア 地すべりにより、直接被害を与えるおそれのある公共施設等の種類及び数量を調査する。

イ 調査対象地区に係る人家の戸数については、次によるものとする。

(ア) 住居の用に供している家屋については、1世帯を1戸とする。

(イ) 工場、旅館等は、従業員5人につき1戸とする。ただし、棟数が、計算により求められた戸数を上回る場合には、当該棟数とする。

(ウ) その他は、1棟を1戸とする。

(3) 保安林等指定状況調査

保安林の指定状況（保安林種、指定年月日及び指定区域面積）、保安施設地区の指定状況（指定年月日及び指定区域面積）、地すべり防止区域の指定状況（所管省庁、指定年月日及び指定区域面積）並びに砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域の指定の有無を調査する。

(4) 治山事業実施状況調査

ア 治山事業の実施状況について、実施年度、事業区分（復旧治山、予防治山、地すべり防止等）、主たる治山施設の種類、設置位置及び進捗状況を調査する。

イ 治山事業以外の事業の実施状況について、防災施設の種類及び設置位置を調査する。

(5) 災害歴調査

過去に発生した地すべりによる災害について、発生年月日及び被害の概要を調査する。

3 地すべり危険地区の危険度の判定

- (1) 調査結果を地すべり危険地区ごとに別冊様式 2 に整理し、「表-1 地すべり危険度ランク判定表」により調査項目ごとに地すべり危険度ランクを判定する。
- (2) 「表-2 地すべり危険度判定表」により危険度を、「表-3 被災危険度判定表」により、被災危険度を判定する。
- (3) (2) の判定結果及び「表-4 地すべり危険地区の危険度判定表」により、地すべり危険地区の危険度を判定する。

4 調査結果の取りまとめ

地すべり危険地区の調査及び判定結果は、別冊様式の様式 2、様式 4、様式 7、様式 10、図面 1 及び図面 2 に取りまとめるものとする。

表－1 地すべり危険度ランク判定表

調査項目	判定項目	危険度ランク			
		a	b	c	d
地質	地層の走向	/	/	/	流れ盤
	岩石の変質又は風化の状況	/	/	著しい	ある
	断層及び破砕帯	/	/	破砕帯がある	断層がある
	表層土の土質	/	/	粘性土	/
地況	滑落崖、亀裂、陥没又は隆起	/	3種類ある	2種類ある	1種類ある
	沼地、湿地の規則的な配列、異常な地下水の湧出	/	3種類ある	2種類ある	1種類ある
植生	立木の傾倒等の異常	著しい	/	ある	/
地すべり状況	地すべり活動	移動している	過去に移動した	/	/

表－2 地すべり危険度判定表

危険度	表－1による危険度ランク数
a ₁	① aがある場合 ② bが2項目以上ある場合 ③ bが1項目及びcが3項目以上ある場合
b ₁	a ₁ 及びc ₁ 以外の場合
c ₁	dのみの場合

表－3 被災危険度判定表

危険度	公共施設等の種類及び数量
a ₂	公共若しくは公共用施設(道路を除く。)又は10戸以上の人家がある場合
b ₂	5戸以上10戸未満の人家がある場合
c ₂	5戸未満の人家又は道路がある場合

表－4 地すべり危険地区の危険度判定表

危険度	地すべり危険度と被災危険度の組み合わせ
A	a ₁ －a ₂ 、a ₁ －b ₂ 、b ₁ －a ₂
B	a ₁ －c ₂ 、b ₁ －b ₂ 、c ₁ －a ₂
C	b ₁ －c ₂ 、c ₁ －c ₂ 、c ₁ －b ₂